


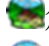




令和3年 **7**月の**安らぎ**通信

目次

- (1)  地熱発電施設、2030年に倍増 規制を見直し
- (2)  学校の浸水対策なお遅れ
- (3)  避難先「密避け多様に」 今年の防災白書、コロナを反映
- (4)  危険ブロック塀、全国で放置、今も
- (5)  土砂崩れ、市街地に危険 住宅92万戸、警戒区域と重なる
- (6)  大雨発生数1.5倍に



(1) 地熱発電施設、2030年に倍増 規制を見直し

*河野太郎規制改革相は、国立公園など自然公園での導入を進め、地熱発電施設を2030年に倍増する目標を掲げました。

(2021年6月2日 日本経済新聞記事より抜粋・引用)

(2) 学校の浸水対策なお遅れ

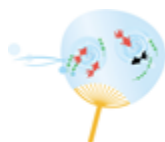
2017年義務化 避難計画「未策定」15%


*浸水想定区域にある学校の約15%で避難計画ができていません。

*避難計画は2017年に義務化。

*全国約37,000の公立小中高や幼稚園のうち、浸水想定区域にあり、自治体が「要配慮者利用施設」に指定するのは、2020年10月時点で約2割。

(2021年6月9日 日本経済新聞記事より抜粋・引用)



(3)  避難先「密避け多様に」 今年の防災白書、コロナを反映
省庁の研修所活用 安全ならば自宅に

* 政府は、2021年版の「防災白書」を閣議決定。

* 新型コロナウイルス禍での災害対策について、「密」を避けるため避難先の多様化が求められると指摘。

* 自治体の指定避難所やホテルなどの宿泊施設に加え、各省庁の研修所など国の関連施設 929 箇所も避難先として活用します。

* ハザードマップなどで自宅の安全を確認できた場合は「『3密』回避のためにも避難する必要はない」と明記。

* 健康な避難者が滞在するスペースとは別に、発熱者や濃厚接触者の部屋をつくるなどの工夫を求めました。

* 地域の住民や企業がつくる「地区防災計画」が、自治体の防災計画に反映されたケースが昨年 4 月時点で 901 地区に。

・ 計画を策定中としているのは全国で 4170 地区。

・ 地域の実情に応じ、高齢者をどう避難させるかなどを地区レベルで相談して決めておく「自助・共助」の仕組み。

* 避難所の物資調達・輸送調整の支援システムでは、避難所にいる自治体職員がスマートフォンなどに必要な物資を入力すると、国や都道府県、市町村とリアルタイムで情報が共有され、地域の拠点に物資が届きます。

(2021年6月12日 日本経済新聞記事より抜粋・引用)

(4)  危険ブロック塀、全国で放置、今も

撤去・改修補助 広がらず

* 撤去や改修などの対策は所有者任せにされ、危険な塀は依然として放置されています。

* 国土交通省は 2019 年 2 月、撤去・改修費用を国と自治体が補助する制度を設けました。

2021 年 4 月時点で補助制度があるのは 912 市区町村、全国の 52%にとどまります。

* 2019 年 1 月には、倒壊すると重要な避難路をふさぐ恐れがあるブロック塀について、自治体が所有者に耐震診断を義務付けることができる仕組みも設けられました。

・ 仕組みを導入しているのは、東京都や大阪府など 4 都府県と 22 市町だけ。

(2021年6月18日 日本経済新聞記事より抜粋・引用)

(5)  **土砂崩れ、市街地に危険 住宅 92 万戸、警戒区域と**

重なる

宅地開発 歯止め欠く

*市街地にある住宅 92 万戸が、土砂災害に警戒すべき区域に建っています。
*2016~2020 年各年の土砂災害の発生件数は、1982 年以降の年間平均 1105 件を毎年上回っています。

*警戒区域に重なっている住宅(マンションなどを含む)は全国に 2,699,700 戸。うち 919,900 戸が市街化区域にありました。

*全国の市街化区域には 4621 万戸の住宅。

*特に危険度の高い特別警戒区域とされない限り、新たな開発への規制はありません。

☆土砂災害警戒区域 危険周知、避難体制を整備

*2001 年施行の「土砂災害防止法」に基づいて指定する区域。



土砂災害防止法に基づいた区域指定

土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	*市町村はハザードマップなどで危険を周知、警戒避難体制を整備 *宅地や建物の売買時に区域内であることを重要事項として説明
土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)	*宅地の分譲や高齢者施設の建設など、特定の開発行為は安全対策の基準に基づく許可制に *建築物の構造を規制

(2021 年 6 月 23 日 日本経済新聞記事より抜粋・引用)

(6)  **大雨発生数 1.5 倍に**

*「非常に激しい雨」(1 時間 50 ミリ以上 80 ミリ未満)と「猛烈な雨」(1 時間 80 ミリ以上)の年間発生回数は、2011~2020 年で 334 回。1976~1985 年の 1.5 倍。

*移動速度が遅い「ノロノロ台風」も増えており、積算雨量の増加が懸念されています。

(2021 年 6 月 30 日 日本経済新聞記事より抜粋・引用)